

令和3年11月5日  
政策推進課

### 町長の職務代理について

真鶴町長松本一彦は、令和3年11月4日に退職したため、地方自治法第152条第3項の規定により、町長の職務は11月5日から当面の間、参事 上甲 新太郎が代理いたします。

#### 1 職務代理者の名称

真鶴町長職務代理者

参事 上甲 新太郎（じょうこう しんたろう）

お問い合わせ先
政策推進課長兼総務防災課長 小清水 一仁 電話：0465-68-1131 内線 310